

## 審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 抱 条 項：第13条第1項
処 分 の 概 要：緊急自動車の指定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め：奈良県道路交通法施行細則第7条（緊急自動車の指定等）
審 査 基 準：
標準処理期間：20日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課（係）窓口に提出してください。
問い合わせ先：交通部交通企画課企画係（電話 0742-23-0110）
備 考：

## 審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 抱 条 項：第14条の2第2号
処 分 の 概 要：道路維持作業用自動車の指定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 奈良県道路交通法施行細則第7条の4（道路維持作業用自動車の指定等）
審 査 基 準：
標準処理期間：20日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課（係）窓口に提出してください。
問い合わせ先：交通部交通企画課企画係（電話 0742-23-0110）
備 考：